

釧路市の医療的ケア児・者の現状について

H30.9現在

	医療的ケア必要	医療的ケア必要かつ重症心身障がい児・者	
18歳未満	15人	5人	20人
18歳以上	0人	11人	11人
	15人	16人	合計 31人

1. 対象把握方法

- ・障がい福祉課にて身体障害者手帳申請時及び日常生活用具申請時点での聞き取りにより、在宅で療養・生活し、医療的ケアを行っていることを確認できたもの
- ・釧路市 教育支援課、健康推進課、こども育成課へ照会

2. 用語の定義

「医療的ケア児」

人工呼吸器を装着してしている障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児

(児童福祉法第56条の6第2項)

※ 具体的な医療的ケアは、以下の通り

吸引	気道・気管内にカテーテルを挿入し、分泌物を除去することにより、呼吸困難感の軽減や肺胞でのガス交換を維持・改善する。
吸入・ネプライザー	液体の薬剤を霧状にし噴霧する装置。痰を柔らかくし、痰が出やすくなる、呼吸を楽にする。
経管栄養 (経鼻・胃ろう・腸ろう)	チューブやカテーテルなどを使い、胃や腸に必要な栄養を直接注入すること。
中心静脈栄養 (IVH)	口から食事がとれなくなった方が点滴で血管から栄養補給する方法。「高カロリー輸液療法」、「完全静脈栄養法」と呼ばれる。
導尿	カテーテルを尿道の中に挿入して人工的に排尿させること。
在宅酸素療法	在宅で酸素濃縮器や酸素ポンプなどを用いて、空気中に含まれている酸素濃度(21%)より高い濃度の酸素を吸入させる療法。
咽頭エアウェイ	意識がない場合で、チューブを口から喉頭へ挿入し、気道確保をすると同時に舌根沈下(舌の根元が喉の奥に沈みこむこと)を防ぐ。
気管切開部の管理 (ガーゼ交換)	気管切開とは、本来の気道口である口もしくは鼻孔とは別に、新たに前頸部(けいぶ)に気道口を設ける手術のことで、長期人工呼吸を要するとき、呼吸筋の麻痺(まひ)・筋力低下などにより気道内分泌物の喀出(かくしゅつ)ができず、長期にわたり吸引等の処置を必要とするとき、などの場合に適応される。 ガーゼの交換は、カニューレ周囲への粘液貯留を防ぎ、感染を予防し、清潔を保つために行い、通常は1日1回程度交換する。
人工呼吸器の管理	人工呼吸器(自発呼吸が微弱または停止している人に対し、補助的または強制的に換気を促す医療機器)が正しく作動しているか観察する(本人の体調の管理、人工呼吸器の管理、人工呼吸器と気道カニューレや気道チューブの接続には問題がないか等)。
服薬管理	
その他	

【資料 1】

【資料 2】

【資料 3】

【資料 4】

【資料 4】

【資料 5】